

## 西尾市で産業廃棄物等関連施設の設置及び変更を計画されている事業者の方へ

西尾市内で産業廃棄物等関連施設の設置及び変更をしようとするときは、「西尾市産業廃棄物等関連施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例」に基づき、愛知県へ手続をする前（届出の場合は着手前）に、市へ事業計画書等の提出その他の手続が必要となります。

### 1 条例の趣旨

産業廃棄物等関連施設の設置等にあたり、事業者は許可申請前に事業計画等について住民説明会を開催し、事業計画及び環境保全のための措置について公開することによって、市民及び事業者における紛争の予防を図るものです。

### 2 産業廃棄物等関連施設とは

産業廃棄物等の収集・運搬、処分等の処理を行う施設で、次のものが該当します。

- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃掃法）施行令第7条に規定するもの
- 産業廃棄物の処分を業として行う者（廃掃法第14条第6項又は第14条の4第6項の許可を要するものに限る）が、産業廃棄物の処分の用に供するために設置するもの
- 産業廃棄物の収集・運搬を業として行う者（廃掃法第14条第1項又は第14条の4第1項の許可を要するものに限る）が、産業廃棄物の積替え又は保管の用に供するために設置するもの
- 汚染土壌処理業に関する省令第1条に規定するもの

### 3 事業者が行う手続について

主な内容は次のとおりです。詳細は、条例及び規則のほか、条例の手続フローをご覧ください。

- (1) 事業計画書、環境保全対策書の提出
- (2) 周知計画書の提出
- (3) 関係地域住民へ説明会開催、説明会実施結果報告書の提出
- (4) 関係地域住民から提出された意見書に対する見解書の提出
- (5) 見解書の周知
- (6) 見解書周知報告書の提出
- (7) 地元町内会等との環境保全協定の締結

### 4 条例の適用を受けない施設の変更について

- (1) 廃掃法施行令第7条第1号から第14号に規定する産業廃棄物処理施設の場合
  - ・ 廃掃法第15条の2の6第1項ただし書に定める変更
- (2) 汚染土壌処理業に関する省令第1条第1号から第4号に規定する汚染土壌処理施設の場合
  - ・ 土壌汚染対策法第23条第1項ただし書に定める変更
- (3) 産業廃棄物の処分を業として行う者が、その業として処分の用に供するために設置する施設の場合（廃掃法施行令第7条第1号から第13号の2までに定める施設を除く）
  - ・ 廃掃法第15条第1項又は土壌汚染対策法第22条第1項に定める許可を要しない変更
- (4) 産業廃棄物の収集又は運搬を業として行う者が、産業廃棄物の積替え又は保管の用に供するために設置する施設の場合で、次のいずれにも該当しないもの
  - ・ 施設の面積を2倍以上に広げる変更
  - ・ 施設において保管する産業廃棄物の種類を変更し、かつ、廃掃法第14条の2第1項又は第14条の5第1項に定める許可を要する変更

### 5 具体的な計画がある場合について

施設の設置や変更にあたっては、西尾市及び愛知県への手続に必要な期間を十分に設けていただき、下記までご相談ください。

問合せ先：西尾市環境部環境保全課 産業廃棄物対策室

TEL 0563-34-8111 FAX 0563-34-8115 Eメール [kankyo-h@city.nishio.lg.jp](mailto:kankyo-h@city.nishio.lg.jp)